

## 建設業者等の指名停止について

令和4年1月25日  
阿賀野市総務部管財課

### 1 指名停止措置業者

- ① 株式会社 井上土木（阿賀野市中島町 8-33）
- ② 株式会社 小池組（新発田市真野原外 1274-1）

### 2 指名停止期間

令和4年1月25日から令和4年2月24日まで(1箇月)

### 3 指名停止の理由

新潟県新発田地域振興局地域整備部発注の一般県道水原亀田線県営湛水防除（受任）堀越拡幅排水路工事において、令和3年12月22日に阿賀野市内の広範囲に通信障害を生じさせた事故を発生させたことが、阿賀野市建設工事請負業者指名停止措置要領第2条第1項（別表第1、第6号）及び第3条第1項（下請負人に関する指名停止）に該当するため。